

資料編

【語句の説明】

本文中の下線の語句について、五十音順・アルファベット順で記載しています。

	語句	説明文
あ	アウトリーチ支援	支援者が家庭訪問等により、対象者のいる場所に出向き、必要なサービスや情報を届け、支援につながるよう積極的に働きかける取組を意味する。
	アセスメント	支援の対象となることも・家庭に関して多面的に収集した情報を基に、適切な支援につなげるために客観的に分析を行うことを意味する。
	アタッチメント	イギリスの精神科医ジョン・ボウルビィによって確立された概念で、日本語では「愛着」と訳される。本計画では、こどもが特定の養育者と築く情緒的なつながりを表す。乳幼児期にアタッチメントを形成することは、親子関係を良好にするだけでなく、対人関係に好影響を与える重要な要素であると言われている。
い	いい歯スマイル検診	20歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢になる市民、妊婦、及び1歳6か月児・3歳児歯科健康診査対象児の保護者を対象に行う歯科検診。
	医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、その他の医療的ケアを受けることが恒常的に必要なこどものこと。
	インクルージョン	性別や人種、民族や国籍、社会的地位、障害の有無など、持っている属性によって排除されることなく、尊重されながら共存することを表し、直訳すると「包括」「包摂」「受容」という意味。本計画では、障害児の地域社会への参加及び包容を指す。
	インターンシップ	学生が在学中に、企業等において自らの専攻やキャリアに関連した就業体験を行うこと。
う	ウェルビーイング	個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。
か	考え、議論する道徳	答えが一つではない道徳的な課題を一人ひとりの児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合っていけるような授業のこと。
が	学校安心安全サポーター	防犯の専門家が、小・中学校を巡回訪問して学校の安全体制の点検及び指導を行うとともに、不審者対応等防犯に関する学校支援を実施している。
	学校・地域連携カリキュラム	学校と地域が連携・協働する教育活動を体系的に示したカリキュラムのことで、中学校区内の各学校の教育目標を明確にし、家庭や地域と共有し、各学校の教育の質を高めることに活用する。
き	キャリア教育	こどもたちが将来、社会の一員として活躍し、自分らしい生き方を選択し、実現していくために必要な能力や態度を育む教育のこと。

け	計画の対象	本計画では、こども基本法で定義される「心身の発達の過程にあるこども」と「その家庭」を対象としている。施策の対象として年齢や趣旨等に留意して用いる場合には、母子保健法、児童福祉法及び学校教育法の各法令に基づき、妊産婦(妊娠中又は出産後1年以内の女子)、新生児(生後28日未満)、乳児(1歳未満)、幼児(満1歳から小学校就学まで)、児童(満18歳未満)、児童生徒(小学校課程等に在籍している児童と中学校課程等に在籍している生徒)を、こども大綱に基づき、乳幼児期(義務教育年齢に達するまで)、学童期(小学生年代)、思春期(中学生年代から概ね18歳まで)、青年期(概ね18歳以降から概ね30歳未満)を使用することとする。また、「若者」については、法令上の定義はないが、こども大綱に基づき、思春期及び青年期にある者を指すこととし、「こども」と重なり合う部分があるものの、対象を「若者」に特化して表記する場合に、「若者」の語を使用することとする。
げ	ゲートキーパー	自殺対策においては、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要に応じて専門相談機関につなぐなどの役割が期待される人のこと。自殺を未然に防ぐ「命の門番」とも位置付けられる。
こ	高等教育修学支援新制度	令和2(2020)年度から開始した国の制度で、進学・学習意欲のある者が、家庭の経済状況に関わらず、大学、短期大学、高等専門学校(4年・5年)、専門学校へ進学できる機会を確保することを目的に、授業料等の減免、給付型奨学金の支給を行うもの。
	子育て	「こどもが(本来)持つ育つ力」のことを言い、「子育て支援」とは、「こどもが持つ力」を引き出し(エンパワメント)、こどもが育つ力を育む支援のことを言う。
	こども家庭センター	妊産婦や子育て家庭、18歳までのこどもに関する総合相談や支援の窓口で、母子保健と児童福祉の両分野を一体的に運営することにより、全ての妊産婦、子育て家庭、こどもに対し、切れ目のない支援を行う。
	こども110番の家	こどもが身の危険を感じた際に、一時的な避難場所として駆け込み、警察へ110番通報するための場所として設置している。山口県警察本部により始められた。本市では周南市青少年育成市民会議が市内の設置状況をとりまとめ、活動を推進。
	こどもまんなか社会	こども大綱では、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」と定義している。
	こどもまんなか授業づくりのスタートライン	児童生徒の立場からこれまでの授業を見直し、求められる資質・能力を育成する授業を実現するために、授業づくりのポイントや留意事項をまとめたもの。
	コミュニティ・スクール	学校、保護者及び地域がともに意見を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、地域で育てたいこども像を共有し、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを進め、地域に開かれた信頼される学校づくりに取り組む仕組みのこと。
ご	5歳児発達相談会	5歳児(年中児)を対象に、円滑な就学に向けて集団生活での困りごとや心配ごとに応じて、個別に相談会を実施。
し	周南市通学路安全推進会議	文部科学省、国土交通省、警察庁の連名通知「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」に基づき設置された。交通安全に加えて、防犯、防災の視点を組み入れた「通学路総合安全プログラム」に基づき、関係機関が連携し、児童生徒の通学路の安全確保を図っている。

し	心理教育プログラム	自殺予防教育の一環として、小学校4年から中学校3年までの児童生徒を対象に行う SOS の出し方・受け止め方に関する教育内容が含まれる心理教育プログラム。
じ	重層的支援	8050 問題、育児と介護のダブルケア、ヤングケアラーなどの複雑化・複合化した課題に対応するため、分野の壁を超えて、多機関協働により重なり合っている支援。
す	スクールカウンセラー	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士など、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者。
	スクールソーシャルワーカー	福祉に関して専門的な知識・経験を有しており、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格等を有する者。
せ	(周南市)青少年育成センター	青少年の補導活動を総合的に推進し、青少年の非行化を防止するとともに健全な育成を図るために設置された機関。教育委員会により委嘱された青少年指導員による街頭補導や環境浄化活動等を実施。
だ	第3期周南市障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画に位置付けられ、第3期計画は、令和6(2024)年3月に策定し、計画期間を令和8(2026)年度までの3年間としている。障害児通所支援及び障害児相談支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び各年度における必要な見込量等について定めている。
ち	地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA など幅広い地域住民の参画を得て地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに「学校を中心とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互に連携・協働して行う様々な活動のこと。
	地域のおじさん・おばさん運動	あいさつ運動、早朝立哨や登下校時の見守り活動等を通して、「地域で子供を見守り、育てる活動」として取り組まれている活動。本市では周南市青少年育成市民会議が「地域のおじさん、おばさん」の輪を広げ、子どもたちが安心して暮らせる地域づくりを推進。
と	共働き・共育て	夫婦が働きながら、等しく家事・育児を分担し、相互に協力して子育てを行うライフスタイル。国は令和5(2023)年に策定した「こども未来戦略」の中で、3年間で集中的に取り組む具体的な施策(「加速化プラン」)として、「男性育休の取得促進」「育児期を通じた柔軟な働き方の推進」「多様な働き方と子育ての両立支援」による「共働き・共育て」の推進を挙げている。
に	ニート(NEET)	「Not in Employment, Education or Training」の略で、「働いておらず、学校に通ってもおらず、就業訓練を行っていない者」のこと。
	乳幼児教育センター	幼児教育・保育の質の向上を図り、小学校教育への円滑な接続等を推進するための拠点として、令和4(2022)年度にこども保育課に設置。
ぱ	プッシュ型	情報発信で「プッシュ型」という場合、データやコンテンツが利用者の端末に自動的に配信される方式のこと。
	プレコンセプションケア	男女共に性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと。
ぽ	ポピュレーションアプローチ	リスクの有無や大きさに関わらず、集団に対して健康増進や疾病予防の働きかけを行うこと。対象を限定しないことで、全体の潜在的な健康リスクの予防、軽減を目的としており、一次予防の役割を果たす。
み	(周南市)未来人材奨学金返還支援事業	若者の定住促進と地域人材確保を図るため、登録事業者と市が連携し、市内に住み、奨学金の返還をしながら働く若者の奨学金返還額の一部を最大5年間補助する制度。

め	面前 DV	こどもの前でDV(配偶者間の暴力)が行われることで、こどもへの心理的虐待にあたる。
や	山口県インターンシップ推進協議会	産学公が連携し、就業体験事業を実施する中核的組織。企業等への就業体験事業を通じて、学生の高い職業意識の育成を円滑かつ効率的に推進し、県内の高等教育全体の資質向上に資するとともに、山口県の経済社会の活性化に貢献することを目的に設置された。
	山口県母子家庭等就業・自立支援センター	ひとり親家庭の父母及び寡婦が、就業により自立した生活を送ることができるように、就業相談、情報提供、アドバイス等を行う機関で、山口県が一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会に委託して実施。
	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者。
よ	幼保こ小の架け橋プログラム	5歳児から小学校1年生までの架け橋期のカリキュラムの策定や、架け橋期のコーディネーターの育成・派遣を行う。
	幼保小連携推進調整監	幼児教育・保育と学校教育に専門的な識見を有し、幼児教育・保育から小学校教育への円滑な接続や連携を図るコーディネーター役として、令和2(2020)年度にこども保育課に配置。
れ	レスパイトケア	「レスパイト」とは、介護や育児など普段誰かのケアを行っている人が休息できるよう支援することで、「レスパイトケア」とは、日頃ケアを行っている家族が一時的に介護や育児から離れて休息できるよう、福祉施設などがその代わりに担い、リフレッシュや負担軽減を図る取組のこと。
ろ	ロールモデル	将来の仕事や生き方等において「こうありたい」と目標にする存在。
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和を意味し、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態を指す。
D	DV(ドメスティック・バイオレンス)	配偶者(事実婚を含む)や交際相手など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。身体的な暴力だけでなく、精神的、経済的、性的な暴力等も含む。
	DX	「Digital Transformation」(デジタルトランスフォーメーション)の略。学校においては、教育データやデジタル技術を活用することで、教育手法や手段、教職員の事務作業などを変革すること。
E	EBPM	「Evidence Based Policy Making」の略。経験や直感ではなく、統計などのデータや合理的根拠(いわゆる「エビデンス」)をもとに政策を立案するとともに、その結果についてもエビデンスに基づき評価した上で改善していくこと。
I	ICT	「Information and Communication Technology」(情報通信技術)の略。通信技術を活用したコミュニケーションのことで、情報処理や通信技術そのものだけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

改正

平成 25 年6月1日規則第 30 号

平成 28 年4月1日規則第 44 号

令和元年5月 20 日規則第4号

令和2年3月 18 日規則第 20 号

令和5年3月 14 日規則第 24 号

(趣旨)

第1条 この規則は、周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例(平成 15 年周南市条例第 247 号)第2条の規定に基づき、周南市こども育成支援対策審議会(以下「審議会」という。)の議事運営について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、調査し、審議し、及び連絡調整をする。

- (1) 次世代育成支援対策の推進に関すること。
- (2) 青少年健全育成の推進に関すること。
- (3) 次世代育成支援周南市行動計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第1項各号に掲げる事務に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査し、審議し、答申することができる。

3 審議会は、第1項各号に掲げる事項について、市長に意見を申し出ることができる。

(組織及び委員の任期)

第3条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、15 人以内をもって組織し、委員には次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体等の構成員
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特別な事情があると認めるときは、任期を延長することができる。

4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ、委員をもって組織する部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、審議会において定める。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、子ども政策担当課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成 21 年8月1日から施行する。

附 則(平成 25 年6月1日規則第 30 号)

この規則は、平成 25 年6月1日から施行する。

附 則(平成 28 年4月1日規則第 44 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年5月 20 日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月 18 日規則第 20 号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月 14 日規則第 24 号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

【周南市こども育成支援対策審議会委員名簿(令和7(2025)年3月31日現在)】

区 分	氏 名	団 体
学識経験者	たけした とおる 竹下 徹	周南公立大学
	かねこ さち 金子 幸	周南公立大学
	きむら みやこ 木村 美弥子	CAP周南
市民団体代表	たなか ひであき 田中 日出昭	周南市青少年育成市民会議
	あきしげ みつこ 秋重 美津子	周南市民生委員児童委員協議会
	かねしげ えみこ 兼重 江美子	周南市母子保健推進協議会
教育関係団体代表	おおしま こうじろう 大嶋 幸二郎	周南市 PTA 連合会
	かわむら ひとみ 河村 ひとみ	周南市保育協会
	おおの やすなり 大野 泰生	周南地区私立幼稚園協会
公募委員	かむら のりこ 加村 則子	
	こばやし たかし 小林 高志	
	やまもと たえ 山本 多恵	
	ごうだ れいあ 合田 怜歩	こども・若者委員
	みぞぶち げんき 溝渕 元貴	こども・若者委員